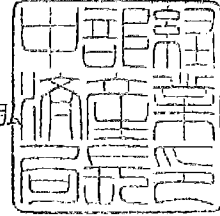


平成 19・09・13 中部第 28 号
平成 19 年 9 月 27 日

村上化学株式会社
代表取締役社長 有澤 泰雄 殿

中部経済産業局長 大辻 義弘



アルコール販売事業許可書

平成 19 年 9 月 10 日付けをもって申請のありました件については、アルコール事業法（以下「法」という。）第 39 条第 1 項の規定に基づき、下記の条件を付して許可します。申請のありました営業所又は貯蔵所に係る整理番号は、別紙のとおりとします。

なお、この処分について不服がある場合は、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 5 条の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、書面により経済産業大臣に対して審査請求をすることができます。

訴訟により、この処分の取消しを求める場合は、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

注 1 処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

注 2 審査請求をして判決があった場合には、処分の取消しの訴えは、その判決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。ただし、判決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、判決の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

記

1. 許可番号 2-4-06434

2. 条件

- (1) アルコール（特定アルコール（法第 2 条第 4 項に規定する特定アルコールをいう。以下同じ。）を除く。）を廃棄処分しようとするときは、あらかじめ廃棄しようとする営業所又は貯蔵所の所在地を管轄する経済産業局長にアルコール廃棄処分届出書を届け出るとともに、経済産業局の職員の立ち会いの下で行うこと。
- (2) 特定アルコールを所持するときは、アルコール（特定アルコールを除く。）とは別に蔵置すること。ただし、法第 25 条及び第 30 条において準用する法第 9 条第 1 項の規定に準じて当該特定アルコールの数量の管理を行うときは、この限りでない。
- (3) アルコールを輸出したときは、当該輸出に関する書類を、輸出した日から 5 年間保存すること。